

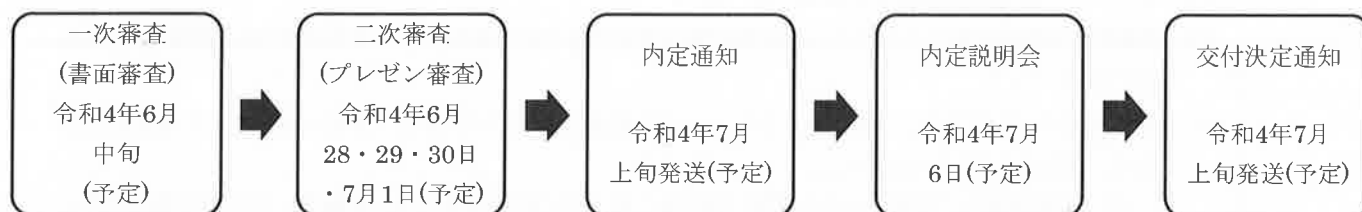
# 地域創生起業支援金 募集案内



(公財)静岡県産業振興財団では、静岡県と連携して、地域課題の解決を目的として新たに社会的事業を静岡県内で起業する者に対して、起業に必要な経費の一部を補助します。

募集期間 令和4年5月1日(日)～令和4年6月10日(金)  
(17:00 必着)

## ● 交付決定までのスケジュール



## 【申請書類】

- |   |              |
|---|--------------|
| ① 交付申請書(様式第1号)                                    | 10部(正1部、写9部) |
| ② 事業計画書(様式第2号)                                    | 10部(正1部、写9部) |
| ③ 市町意見書(様式第3号) (※起業場所の市町が作成する書類です。市町担当課にご相談ください。) | 1部           |
| ④ 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式第4号)                 | 1部           |
| ⑤ 誓約書(様式第5号)                                      | 1部           |
| ⑥ 添付書類  |              |

▼「申請書類」等のダウンロードは以下のホームページからお願いします。

▼「応募の手引き」、「Q&A」等のダウンロードは以下のホームページからお願いします。

<http://www.ric-shizuoka.or.jp/shienkin>

▽募集に際しまして「地域創生起業支援金 公募説明会&事業計画策定セミナー」を開催します。

公募説明会&事業計画策定セミナー	
開催日時	令和4年5月9日 13:15~16:00
実施方法	会場説明+配信(ハイブリッド型)
会場	静岡県産業経済会館3F 大会議室(静岡市葵区追手町44-1)
内容	①公募説明(説明:13:15~14:30、質疑応答:14:30~14:40) ②計画策定セミナー(14:40~16:00)
申込方法	上記ホームページから「参加申込書」をダウンロードの上、下記問合せ先に5月8日までにメール又はファクシミリにてお申し込み下さい。

【お問合せ・申請先】 公益財団法人静岡県産業振興財団 企画・創業支援チーム  
(静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館4階)  
TEL:054-254-4511 FAX:054-251-3024  
E-mail:sougyou@ric-shizuoka.or.jp

◆ 詳細については、裏面をご覧ください。

内 容	地域課題の解決を目的として新たに社会的事業を静岡県内で起業する者等に対して、必要な経費の一部を補助する。		
申請対象者	<p>以下の(1)から(6)の要件をすべて満たす者</p> <p>(1) 以下のいずれかに該当する者</p> <p>ア：本事業の公募開始日（令和4年5月1日）以降、補助事業期間完了日（令和4年12月31日）までに起業により個人事業又は法人の代表者となる者（以下、「新たに起業する者」という）。 ただし、公募開始日より前に既に起業し個人事業又は法人の代表者となる者は対象外となるが、既存事業とは異なる事業を新たに起業し、個人事業又は法人の代表者となる者は対象となる。</p> <p>イ：本事業の公募開始日以降、補助事業期間完了日までに事業承継により、個人事業又は法人の代表者となる者、若しくは事業承継により事業を引き継ぐ予定の個人事業又は法人の代表者</p> <p>ウ：第二創業をする個人事業又は法人の代表者</p> <p>(2) 静岡県内に居住している者又は本事業の補助事業期間完了日までに静岡県内に居住することを予定している者であること。</p> <p>(3) 静岡県内で起業、事業承継又は第二創業を行う者であること。</p> <p>(4) 法令順守上の問題を抱えている者でないこと。</p> <p>(5) 申請を行う者又は設立される法人の役員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。</p> <p>(6) 対象事業を実施する者が、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第1号に規定する会社の場合は、次の項目に該当しないこと。</p> <p>ア：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する「中小企業者」以外の企業（以下、「大企業」という。）</p> <p>イ：発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者</p> <p>ウ：発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者</p> <p>エ：大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者</p>		
対象要件	<p>以下の(1)から(6)の要件をすべて満たす事業</p> <p>(1) 新たに起業する者にあつては、地域課題の解決を目的とした社会的事業であること。 事業承継又は第二創業をする者にあつては、地域課題の解決を目的とした社会的事業であり Society5.0（AI やIoT 等の未来技術を活用した新たな社会システムづくり）に関連する事業であること。 なお、本事業における地域の課題とは、地域において、①保健・医療・福祉の増進、②子育て支援、③防災・減災対策、④まちづくり・地域活性化に該当する課題とし、社会的事業とは、次に掲げる全ての事項に該当するものをいう。</p> <p>①我が国の地域社会が抱える課題の解決に資すること</p> <p>②提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること</p> <p>③地域課題に対し、該当地域における課題解決に資するサービスの提供が十分でないこと</p> <p>④市町、商工会議所、商工会、金融機関等、地域の機関・団体等と連携して実施することが見込まれる事業であること</p> <p>⑤地域外からの所得移転効果、地域での雇用創出効果等、地域経済への波及効果が見込まれる事業であること</p> <p>(2) 静岡県内で実施する事業であること。</p> <p>(3) 新たに起業する者にあつては、本事業の公募開始日以降、補助事業期間完了日までに新たに起業する事業であること。事業承継又は第二創業をする者にあつては、本事業の公募開始日以降、補助事業期間完了日までに事業承継又は第二創業により実施する事業であること。</p> <p>(4) 許認可が必要な事業については、令和5年2月15日（水）までに許認可を受けたことを示す書類を提出できること。</p> <p>(5) 公序良俗に反する事業でないこと。</p> <p>(6) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条において規定する風俗営業等）でないこと。</p>		
補助率	1/2以内	補助限度額	200万円
補助対象期間	交付決定日（令和4年7月上旬予定）～令和4年12月31日（土）		
対象経費	直接人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、委託費、謝金、旅費、外注費、マーケティング調査費、広報費		